第13 消防機関へ通報する火災報知設備

- 1 一般的留意事項
- (1) アナログ回線に接続されていることを確認するとともに、火災通報装置の回線切替スイッチ等が接続されている回線種別(ダイヤル回線 10 パルス、同 20 パルス又はプッシュ回線) に適合していることを確認し、点検票の備考欄に詳細を記載すること。
- (2) 回線の契約形態の変更等により(1)に適合していない場合は、点検票の備考欄に変更内容を記載すること。
- (3) 点検に際しては、当該火災通報装置に適応した試験装置を使用すること。
- (4) 連動停止スイッチの電源が電池から供給されているものについては、電池交換期限等を確認し、点検票の備考欄に記載すること。
- 2 機器点検

,	点		検			目		点	検	方	法	判定方法
火災通報	予	備	外				形	目視により確	軽認する。			ア変形、損傷、著しい腐食、き裂がないこと。
装 置	電	源										イ 電解液等の漏れがなく、リード線の接続部分等に腐食がないこと。
			表				示	目視により確	E認する。			所定の種別、定格容量、定格電圧等が適正に表示されていること。
			結	線		接	続	目視及びドラ	イバー等	≦により荷	確認する。	断線、端子の緩み、脱落、破損等がないこと。
			電				圧	予備電源試験	食スイッ5	チを操作	して確認す	電圧計等の指示が適正であること。
								る。				
			切	替		装	置	常用電源回路	各のスイ	ッチを遮	断すること	常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源に切り替わり、常用電源が復旧し
								等により確認	はする。			たときに自動的に常用電源に切り替わること。
			充	電		装	置	目視等により	確認する	0 0		ア 変形、損傷、異常な発熱等がないこと。
												イ 作動状況が適正であること。
	本	体	周	囲	\mathcal{O}	状	況	目視により確	軽認する。			ア 使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
												イ 前面には、操作等に必要な空間が保有してあること。
			外				形	目視により確	軽認する。			変形、破損、著しい腐食等がないこと。
			表				示	目視により確	産認する。			ア 取扱い方法の概要、注意事項、その他の所定の事項の表示が適正にされているこ
												と。
												イ 変形、損傷、脱落等がないこと。
												ウ スイッチ等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。
												エ 銘板等がはがれていないこと。
												オ 特定火災通報装置については、特定火災通報装置である旨が見やすい箇所に容易
												に消えないように表示されていること。
			ヒ	ユ	_	ズ	類	目視により確	産認する。			ア 損傷、溶断等がないこと。
												イ 所定の種類及び容量のものが使用されていること。
			予	備		品	等	目視により確	軽認する。			ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。

起	手 動 起	動装	置	手動起動装置を操作して確認する。	火災通報装置が作動したことが、可視表示又は可聴音で確認できること。
動	連 動 起	動機	能	自動火災報知設備の感知器の作動等と連	火災通報装置が作動したことが、可視表示又は可聴音で確認できること。
1616	(自動火災報	知設備	と連	動して起動させ確認する。	
機	動する火災通	報装置	に限		
能	る。)				
優	先 通 報	機	能	火災通報装置が接続されている電話回線	通話中の電話回線が強制的に発信可能な状態になること。
				を通話中の状態にし、手動起動装置の操作	
				又は連動起動機能(自動火災報知設備と連	
				動する火災通報装置に限る。)により起動	
				させて確認する。	
通	報頭出	し 機	能	手動起動装置の操作及び連動起動機能(自	蓄積音声情報が、常に冒頭から始まるか又は一区切りの蓄積音声情報を全て聞き取る
				動火災報知設備と連動する火災通報装置	ことができるよう措置されていること。
				に限る。)により起動させて、試験装置の	
				消防機関側の電話機で確認する。	
手 動	起動装置值	憂 先 機	能	連動起動機能により起動させ、蓄積音声情	手動起動装置を操作後、直ちに又は連動起動機能による一区切りの蓄積音声情報を送
(自真	動火災報知設備	崩と連動	する	報を送出している間に手動起動装置を操	出した後、手動起動装置の操作による蓄積音声情報が送出できること。
火災证	通報装置に限る	。)		作して確認する。	
蓄	積 音 声	情	報	手動起動装置の操作及び連動起動機能(自	蓄積音声情報の内容が適切であること。
				動火災報知設備と連動する火災通報装置	
				に限る。) により起動させて、試験装置の	
				消防機関側の電話機で確認する。	
再	呼 出 し	機	能	試験装置の消防機関側の電話機を通話中	自動的に再呼出しすること。
				の状態にし、手動起動装置又は連動起動機	
				能(自動火災報知設備と連動する火災通報	
				装置に限る。) により起動させて確認する。	
通話	舌機 能等	蓄積音	音声	手動起動装置の操作又は連動起動機能(自	蓄積音声情報を送出した後に、自動的に 10 秒間(平成 28 年消防庁告示第 6 号(火災
(朱	寺 定 火 災	情報法	送出	動火災報知設備と連動する火災通報装置	通報装置の一部を改正する件) 附則第2項の規定によりその技術上の基準についてな
通幸	服装置を	後の四	乎 返	に限る。)により起動させて確認する。	お従前の例によることとされた火災通報装置にあっては、5秒間)電話回線を開放し、
除く。)	し信号の			呼返し信号に対し、応答し通話することができること。
		受信			
		不応答	等時		蓄積音声情報を送出した後に、消防機関側から呼返しが送出されない場合において、
		の通幸	日継		繰り返し蓄積音声情報を送出することができること。
		続			

		切 替		蓄積音声情報を送出中において、手動操作により電話回線を送受話器側と切り替えて 通話することができること。
		通話終了 後の呼返 し		通話が終了した後に、自動的に 10 秒間 (平成 28 年消防庁告示第 6 号 (火災通報装置の一部を改正する件) 附則第 2 項の規定によりその技術上の基準についてなお従前の例によることとされた火災通報装置にあっては、5 秒間) 電話回線を開放し、呼返し信号に対し、応答し通話することができること。
	通 話 機 能 (特 定 火 通 報 装 置	災リー通話	手動起動装置の操作又は連動起動機能(自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。)による起動で確認する。	蓄積音声情報を送出した後に、自動的にハンズフリー通話に移行すること。
	限る。)	切 替		蓄積音声情報送出中においても、手動操作により、ハンズフリー通話機能による通話ができること。
		電話回線 の 保 持		通話中に開放操作により電話回線が開放されないこと。
	E	一機能	電話回線を捕捉せずに手動起動装置の操作及び連動起動機能(自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。)による起動で確認する。	選択信号の信号音及び蓄積音声情報の内容をモニター用スピーカーで確認できること。
遠隔起	周 囲 の	状 況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
動装置(遠隔	外	形	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
起動装	表	示	目視により確認する。	ア 名称、操作内容等の表示が適正にされていること。
置を有する火				イ 変形、損傷、脱落、汚損、不鮮明な部分等がないこと。
災 通報 装置に 限る。)	起	動	押しボタン等の操作により確認する。	起動信号の送出が正常に作動すること。なお、確認灯を有するものにあっては、正常 に点灯すること。
回線終	外	形	目視により確認する。	変形、破損、著しい腐食等がないこと。
端装置	予 備 電 源	外 形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、き裂がないこと。
等(IP電話回		回線終端装置等との接続	目視により確認する。	接続部に緩み、破損等がないこと。
線を使用する		切 替 装 置	常用電源回路を遮断することにより確認する。	常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源に切り替わり、常用電源が復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

		_					
	火災通	充 電 装 置			装 置	目視により確認する。	異常な発熱等がないこと。
	報装置						
	に限						
	る。)						
消防機関	発信機	周	囲 0	つ 状	況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
へ通報す		外			形	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
る火災報		機	押し	ボ	タン	押しボタン等を操作して確認する。	発信機からの信号が消防機関に正常に送信されること。
知設備			連動起動	機能(自	動火災	自動火災報知設備の感知器の作動等と連	発信機からの信号が消防機関に正常に送信されること。
(火災通			報知設備	肯と連動す	る消防	動して起動させ確認する。	
報装置を			機関へ通	通報する 外	災報知		
除く。)		能	設備に限	! る。)			
		結 線 接 続		続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。	
	標識	標	識 板 外 形		形	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、汚損等がなく、記入文字が容易に識別できること。
				常夜灯		目視により確認する。	正常に点灯していること。
		標	識灯			目視により確認する。	変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。